

倉敷市立学校職員服務規程（昭和42年倉敷市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

倉敷市立学校職員服務規程（昭和42年倉敷市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（第34条第2項において「会計年度任用職員」という。）については、この限りでない。

第5条中「みずから出勤簿に押印」を「自ら学校園事務ネットワークシステム（電子計算機）を利用して、教育委員会事務局及び学校園における文書管理、人事管理及び出退勤管理並びに校務事務の処理を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）による出勤簿（以下この条において「電子出勤簿」という。）に記録」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電子出勤簿に記録することができない職員にあつては、出勤簿への押印をもつてこれに代えることができる。

第8条中「年次休暇簿又は休暇願」を「学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、年次休暇届出簿又は休暇願）」に改める。

第9条第1項中「ときは」の次に「，学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては）」を加え，「に医師の証明書等を添付して」を「により」に改め，同項ただし書を削り，同条第2項中「病気（療養）休暇」を「職員は，病気（療養）休暇」に，「治ゆ」を「治療」に改め，「ときは」の次に「，学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつて

は」を加え、「に医師の証明書等を添付して」を「」により」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、前項の規定による承認を受けようとするときは、医師の証明書等を提出しなければならない。ただし、県費負担教職員にあつては、週休日を除き引き続き6日を超えない病気休暇を受けようとする場合は、教育委員会が承認に当たり必要と認めた場合を除き、医師の証明書等の提出を省略することができる。

第9条に次の1項を加える。

4 職員は、前項の規定による届出に当たっては、医師の証明書等を添付するものとする。ただし、第2項ただし書の規定により医師の証明書等の添付を省略して病気休暇の承認を受けた場合又は市費職員が7日未満の療養休暇の承認を受けた場合は、教育委員会が別に定める場合を除き、医師の証明書等の添付を省略し、口頭によりその旨を届け出ることができる。

第10条中「ときは」の次に「、学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては）」を加え、「に必要により理由を明らかにする証明書等を添えて」を「」により」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員は、前項の規定による承認を受けようとするときは、必要に応じ、理由を明らかにする証明書等を提出しなければならない。

第10条の2中「介護休暇請求書及び休暇願に要介護者の診断書を添えて」を「学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、介護休暇承認請求書又は介護休暇承認申請書）により」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員は、前項の規定による請求に当たっては、要介護者の診断書を添付するものとする。

第11条第1項中「治ゆ」を「治癒」に改め、同条第2項中「場合は」の次に「、学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては）」を、「休暇承認届」の次に「）」を加える。

第13条中「第10条」を「第10条の2」に改める。

第20条中「ときは」の次に「、学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては）」を、「出張命令簿」の次に「）」を加え、「手続き」を「手続」に改める。

第29条第2項中「すみやかに」の次に「学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては）」を加え、「を提出しなければなら

ない」を「」により届け出なければならない」に改める。

第31条中「，倉敷市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和42年倉敷市条例第17号）第2条の規定により」を削る。

第34条中「（昭和25年法律第261号）」を削り，同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，会計年度任用職員が，地方公務員法第38条第1項に規定する営利企業等に従事しようとするときは，所定の届出書を提出しなければならない。

附 則

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局及び学校園に，新たに文書管理，人事管理及び出退勤管理並びに校務事務の処理を行う学校園事務ネットワークシステムを導入すること等に伴い，規定の整備を行うため，規程を改正するものです。

倉敷市立学校職員服務規程（昭和42年倉敷市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

新	旧
(服務の宣誓) 第3条 新たに職員となつた者が、倉敷市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和42年倉敷市条例第15号）第2条の規定により、服務の宣誓を行なう場合には次の各号に掲げる者の面前で行なうものとする。<u>ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（第34条第2項において「会計年度任用職員」という。）については、この限りでない。</u> (1) 新たに職員となつた者の職が校長（「園長」を含む。以下同じ。）の場合にあつては教育長 (2) 新たに職員となつた者の職が校長以外の場合は校長 (出勤) 第5条 職員は、出勤時刻を厳守し、出勤したときは直ちに、<u>自ら学校園事務ネットワークシステム（電子計算機を利用して、教育委員会事務局及び学校園における文書管理、人事管理及び出退勤管理並びに校務事務の処理を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）による出勤簿（以下この条において「電子出勤簿」という。）に記録しなければならない。ただし電子出勤簿に記録することができない職員にあつては、出勤簿への押印をもつてこれに代えることができる。</u> (年次休暇) 第8条 職員が年次休暇を受けようとするときは、その前日までに<u>学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、年次休暇届出簿又は休暇願）</u>により校長に届け出なければならない。	(服務の宣誓) 第3条 新たに職員となつた者が、倉敷市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和42年倉敷市条例第15号）第2条の規定により、服務の宣誓を行なう場合には次の各号に掲げる者の面前で行なうものとする。 (1) 新たに職員となつた者の職が校長（「園長」を含む。以下同じ。）の場合にあつては教育長 (2) 新たに職員となつた者の職が校長以外の場合は校長 (出勤) 第5条 職員は、出勤時刻を厳守し、出勤したときは直ちに、<u>みずから出勤簿に押印</u>しなければならない。 (年次休暇) 第8条 職員が年次休暇を受けようとするときは、その前日までに<u>年次休暇簿又は休暇願</u>により校長に届け出なければならない。

(病気休暇・療養休暇)

第9条 職員が、病気(療養)休暇を受けようとするときは、学校園事務ネットワークシステム(学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、病気(療養)休暇申請書又は休暇願)により校長(校長及び市費職員にあつては教育委員会)の承認を受けなければならない。

2 職員は、前項の規定による承認を受けようとするときは、医師の証明書等を提出しなければならない。ただし、県費負担教職員にあつては、週休日を除き引き続き6日を超えない病気休暇を受けようとする場合は、教育委員会が承認に当たり必要と認めた場合を除き、医師の証明書等の提出を省略することができる。

3 職員は、病気(療養)休暇を受けた場合において、当該疾病又は負傷が治癒し、出勤が可能となつたときは、学校園事務ネットワークシステム(学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、出勤届又は出勤願)により届け出なければならない。

4 職員は、前項の規定による届出に当たつては、医師の証明書等を添付するものとする。ただし、第2項ただし書の規定により医師の証明書等の添付を省略して病気休暇の承認を受けた場合又は市費職員が7日未満の療養休暇の承認を受けた場合は、教育委員会が別に定める場合を除き、医師の証明書等の添付を省略し、口頭によりその旨を届け出ることができる。

(特別休暇)

第10条 職員が、特別休暇を受けようとするときは、学校園事務ネットワーク

(病気休暇・療養休暇)

第9条 職員が、病気(療養)休暇を受けようとするときは、病気(療養)休暇申請書又は休暇願に医師の証明書等を添付して校長(校長及び市費職員にあつては教育委員会)の承認を受けなければならない。ただし、県費負担教職員にあつては、週休日を除き引き続き6日を超えない病気休暇を受けようとする場合は、教育委員会が承認に当たり必要と認めた場合を除き、医師の証明書等の添付を省略することができる。

2 病気(療養)休暇を受けた場合において、当該疾病又は負傷が治癒し、出勤が可能となつたときは、出勤届又は出勤願に医師の証明書等を添付して届け出なければならない。ただし、前項ただし書の規定により医師の証明書等の添付を省略して病気休暇の承認を受けた場合又は市費職員が、7日未満の療養休暇の承認を受けた場合にあつては、教育委員会が別に定める場合を除き、医師の証明書等の添付を省略し、口頭によりその旨を届け出ることができる。

(特別休暇)

第10条 職員が、特別休暇を受けようとするときは、特別休暇申請簿又は休暇

システム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、特別休暇申請簿又は休暇願）により校長の承認を受けなければならない。

2 職員は、前項の規定による承認を受けようとするときは、必要に応じ、理由を明らかにする証明書等を提出しなければならない。

（介護休暇）

第10条の2 職員が介護休暇の承認を受けようとするときは、学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、介護休暇承認請求書又は介護休暇承認申請書）により請求しなければならない。

2 職員は、前項の規定による請求に当たっては、要介護者の診断書を添付するものとする。

（長期の有給休暇）

第11条 市費職員が、療養に要する休暇を引き続き7日以上受けようとするときは、医師の証明書等を添付し届け出るとともに、当該疾病又は負傷が治療し、出勤が可能となつたときは、出勤願に医師の証明書等を添付し、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、療養に要する休暇が7日未満であつても、教育委員会が特に必要と認めるときは、医師の証明書等を提出しなければならない。

2 校長は、前3条の有給休暇を引き続いて、20日以上承認した場合は、学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、休暇承認届）によりすみやかに教育委員会に届け出なければならない。

（欠勤）

第13条 職員は、第8条から第10条の2までに規定する休暇、または職務に専念する義務を免除された場合以外の理由により出勤できないときは、その理由

願に必要により理由を明らかにする証明書等を添えて校長の承認を受けなければならない。

（介護休暇）

第10条の2 職員が介護休暇の承認を受けようとするときは、介護休暇請求書及び休暇願に要介護者の診断書を添えて請求しなければならない。

（長期の有給休暇）

第11条 市費職員が、療養に要する休暇を引き続き7日以上受けようとするときは、医師の証明書等を添付し届け出るとともに、当該疾病又は負傷が治癒し、出勤が可能となつたときは、出勤願に医師の証明書等を添付し、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、療養に要する休暇が7日未満であつても、教育委員会が特に必要と認めるときは、医師の証明書等を提出しなければならない。

2 校長は、前3条の有給休暇を引き続いて、20日以上承認した場合は、休暇承認届によりすみやかに教育委員会に届け出なければならない。

（欠勤）

第13条 職員は、第8条から第10条までに規定する休暇、または職務に専念する義務を免除された場合以外の理由により出勤できないときは、その理由お

由および期間を文書で届け出なければならない。

(出張)

第20条 職員は、出張を命ぜられたときは、学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては、出張命令簿）により所定の手続をしなければならない。

(履歴書の提出)

第29条 新たに採用された職員又は転勤を命ぜられた職員は、赴任した日から7日以内に履歴書を所属長に提出しなければならない。

2 職員は、氏名、本籍、住所若しくは学歴に異動を生じ、又は資格免許等を取得したときは、すみやかに学校園事務ネットワークシステム（学校園事務ネットワークシステムによることができない職員にあつては履歴事項変更届）により届け出なければならない。

(職務専念義務の免除申請)

第31条 職員は、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは職務専念義務免除申請書を提出して承認を受けなければならない。

(営利企業等の従事許可の申請)

第34条 職員は、地方公務員法第38条第1項に規定する営利企業等の従事の許可を受けようとするときは、営利企業等の従事許可申請書を提出して許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が、地方公務員法第38条第1項に規定する営利企業等に従事しようとするときは、所定の届出書を提出しなければならない。

および期間を文書で届け出なければならない。

(出張)

第20条 職員は、出張を命ぜられたときは、出張命令簿により所定の手続をしなければならない。

(履歴書の提出)

第29条 新たに採用された職員又は転勤を命ぜられた職員は、赴任した日から7日以内に履歴書を所属長に提出しなければならない。

2 職員は、氏名、本籍、住所若しくは学歴に異動を生じ、又は資格免許等を取得したときは、すみやかに履歴事項変更届を提出しなければならない。

(職務専念義務の免除申請)

第31条 職員は、倉敷市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和42年倉敷市条例第17号）第2条の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書を提出して承認を受けなければならない。

(営利企業等の従事許可の申請)

第34条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に規定する営利企業等の従事の許可を受けようとするときは、営利企業等の従事許可申請書を提出して許可を受けなければならない。